

令和5年度第1回鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会全体会議 及び医療提供部会合同会議 兼 第1回地域医療構想調整会議 概要報告

- 【日 時】 令和5年7月24日（月）午後6時30分～午後7時40分
【場 所】 東部医師会館及びWeb会議
【出席者】 委員33人（内Web参加20人）、アドバイザー1人（Web参加）、県医療政策課2人、事務局9人 計45人（別添名簿のとおり）
【概 要】 以下のとおり

要約

- ・第8次鳥取県保健医療計画（東部保健医療圏地域保健医療計画）の策定にあたり、国・県の方針や概要を説明。これら及び現行計画の取組状況と評価に基づき作成した事務局素案を提示。今後、書面や協議会等で意見を頂くこととする。
- ・外来機能報告制度に基づく紹介受診重点医療機関の明確化について、基準に該当する鳥取県立中央病院、鳥取市立病院、鳥取赤十字病院の3病院がこの役割を担う意向を示し、本会議にて合意を得た。
- ・地域医療構想の推進における各医療機関の具体的対応方針について、公立病院については「公立病院経営強化プラン」の策定が必要。鳥取県立中央病院から素案が示され、委員から「総合診療医の育成」も盛り込んでほしいと意見があった。
- ・また公立病院経営強化プラン作成にあたり、委員からは関連する病院群と保健所で協議の場の設置が提案された。保健所では今後協議の場を設置し、開催する予定。

1 協議

（1）第8次鳥取県保健医療計画（東部保健医療圏地域保健医療計画）の策定について

【資料1、1-1、1-2、1-3】

- ・第8次鳥取県保健医療計画のうち、鳥取市保健所は東部保健医療圏の地域保健医療計画の策定を進めている。国の方針・策定のポイントについて、
 - ◇人口構造の変化への対応
 - ◇新興感染症への対応に関する事項の追加
 - ◇医師確保計画（併せて外来医療計画の見直し）を行うこととされている。
- ・5疾病6事業及び在宅医療について、特に
 - ◇「へき地」の項目における、オンライン診療を含む遠隔医療の活用
 - ◇「在宅医療」の積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点の位置づけの視点を
入れていく
がポイントとなる。
- ・医療計画の主な記載事項（主なもの）について
 - ◇医療圏の設定、基準病床数の算定、地域医療構想
 - ◇5疾病6事業及び在宅医療に関する事項
 - ◇医師の確保に関する事項
 - ◇外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項
- ・鳥取県の保健医療計画の概要と構成
 - ◇現行の第7次計画に「新興感染症発生・まん延時における医療」の記載を追加

(5 疾病 6 事業⇒5 疾病 7 事業)

- ◇「人口減少」「過疎地域等における医療従事者不足」「医療需要の変化(高齢患者の増加)」「医療分野における ICT の活用」「医療機関の役割分担・連携」の視点をもとに策定
- ◇慢性閉塞性肺疾患(COPD)、慢性腎臓病(CKD)などの記載の追加については検討中
- ◇別冊にまとめていた「外来医療提供体制の確保」を本編に掲載
- ・東部保健医療圏地域保健医療計画の概要について
 - ◇疾病または事業別対策は鳥取県の全体計画と同じ項目。
 - ◇5 疾病 7 事業以外の課題別対策について、現行の地域計画と同じ項目で記載予定。
 - ◇「新興感染症発生・まん延時における医療」については、別途鳥取市感染症予防計画を策定中(資料未掲載)で、これに準じた内容とする。
 - ◇今回協議会で素案を示し、委員の皆様のご意見を反映させ、10月下旬に第二回の協議会開催にあたり、計画案として委員の皆様にご協議していただきたい。その協議を受け、11月に鳥取県に地域保健医療計画を提出予定。
 - ◇次期地域保健医療計画の素案が資料1-1だが、資料1-2の概要版は現状の課題対策のみを抜き出したもので、資料1-3は現行計画の取組状況と評価をまとめたものなどであり、これも踏まえて、次期計画の素案を作成したところである。
- ・在宅医療と密接な関連がある介護保険事業計画(今年度が策定年度)について、1市4町から参加の委員からコメント
 - ◇(鳥取市) 来年度の第9期の計画に向け、第1回の策定委員会を開催。地域医療構想の病床数などの面を介護計画でも見ながら計画を立てていきたい。
 - ◇(岩美町) 昨年度実施したニーズ調査の分析を行っており、来月策定委員会を開催予定。包括ケアシステムの充実強化を更に進めていく格好になると考えている。
 - ◇(若桜町) 来月策定委員会を計画している。医療計画との整合性を図りながら、認知症対策も含め検討していく方向に準備を進めている。
 - ◇(智頭町) 在宅医療のニーズが高くなっている。智頭病院が訪問診療・訪問看護に力を入れている状況も勘案し介護保険計画にも反映させたいと考えている。
 - ◇(八頭町) 現在ニーズ調査の分析を行っており、来月策定委員会を予定している。医療計画のほか、全国介護保険担当課長会議等で出される指針などとの整合性を持ちながら計画の策定をしていきたい。
- ・各委員の皆様から医療計画の素案についての意見をいただきたい。(後日照会文を送付済)

(2) 外来機能報告制度(紹介受診重点医療機関の協議)について

【資料2】【参考資料2-1】

- ・令和4年4月1日に外来医療の機能・連携のため、医療機関に対して、医療資源を重点的に活用する外来等(外来の実施状況や、紹介率、逆紹介率)について報告を求める外来機能報告制度が創設された。
- ・かかりつけ医、かかりつけ機能を担う医療機関と紹介患者への外来を基本とする医療機関を明確化することにより、外来待ち時間の短縮や、勤務医の外来負担の軽減等を図ることを目的としている。
- ・上記制度のスケジュールについて
 - ◇外来機能報告は既に医療機関で実施されている。
 - ◇鳥取県における紹介受診重点医療機関の公表に向け、国から県へ提供されるデータをもとに地域の場で協議を行うが、地域医療構想調整会議を協議の場として活用できるため、鳥取県では、各圏域の地域医療構想調整会議を「地域の協議の場」としている。
- ・紹介受診重点医療機関の基準に該当する東部圏域の医療機関は鳥取県立中央病院、鳥取市立病院、鳥取赤十字病院の3病院となるが、この3病院とも、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を示されている。

る。そのため、ここでは協議ではなく、この3病院を紹介受診重点医療機関とすることの確認を諮らさせていただきます。 ⇒ 【異議なし。各委員より合意が得られたものとする】

(意見) 西部の協議会において、大学病院の紹介率・逆紹介率が問題になり、飛び込み受診を抑制すべく初診料を高くするなどの患者さんの受診動向を抑制する話が出ていた。本協議も、病院の機能分化を進める一環の取組ということによろしいか。

⇒ (県医療政策課) この紹介受診重点医療機関の明確化は、かかりつけ医療機関とそこから紹介をいただいて診療する医療機関という役割分担をより明確にするものであると認識しており、その意味では西部で議論されたことと同じものを目指していると言える。鳥取大学付属病院は紹介受診重点医療機関の基準を一部満たしていなかった一方、鳥大病院に紹介受診重点医療機関としての意向があったために議論をしたという経緯がある。東部における今回の3病院は重点外来の基準をすべて満たされており、かつ各医療機関が紹介受診重点医療機関としての意向があるため、それに基づき審議をいただければよいと思われる。

(3) 地域医療構想(各医療機関の具体的対応方針)について

【資料3、3-1、3-2、3-3】

- ・令和元年9月26日に再編統合リストが公表され、翌年の結論に向け本協議会で議論してきたが、新型コロナウイルス感染症の流行もあり再検証の期限が延長されていた。令和4年3月24日に厚生労働省より地域医療構想の進め方に関する通知が出され、令和4年度及び令和5年度において、公立公的民間医療機関における対応方針の策定や、検証見直しを行うこととされた。
- ・対応方針の策定率(各医療機関で策定された対応方針の本会議における合意)が年度目標とされたが、現在対応方針の合意を得られたところがないため、策定率は0%である。令和5年度末に100%を目指している。
- ・具体的対応方針再検証の調査等の結果について
 - ◇昨年度、東部圏域の各医療機関の具体的対応方針の調査をさせていただいた。特に14病院については現状や課題について御意見をいただいた。
 - ◇資料3-1、3-2に調査結果をまとめている。
- ・公立病院経営強化プランの策定状況について
 - ◇公立病院については、病院ごとに公立病院経営強化プランを策定した上で、地域医療構想調整会議において協議することとされている。今後策定次第、本協議会で協議をさせていただくが、進捗によっては書面協議ということもあるので御了解いただきたい。
- ・鳥取県立中央病院経営強化プラン骨子案について(資料3-3)
 - ◇安全で質の高い医療を提供し、そして患者にやさしく、働きやすく、地域に必要な、三方良しの病院を目指すことを理念としている。
 - ◇中小規模の公立病院への医師・看護師等の派遣や支援方針について、公立病院以外の病院も含め、派遣の要請があれば可能な限り対応していく。また、令和6年度から「内科専門医研修プログラム」を確立して病院総合診療医の養成を目指すため、現在申請中である。

(意見) 公立公的病院の経営強化プランについて、中小規模の病院になると、他の市内の大きな病院との連携がある程度含まれないとプランを立てることが難しい状況にある。プラン作成に当たり、関連する病院群と協議の場を設けるような予定はあるか。

◇具体的な内容は今思い浮かばないが、そういう場があれば、ぜひ参加させていただきたい。

◇単独よりもほかの施設と協働しながら進めていった方がいい経営ができると思われるので、協力してやっていきたい。

⇒今後、共同の協議の場を設けることを検討させていただく。

(意見)【総合診療医について】

- ①県立中央病院の経営強化プランにおける「内科専門医研修プログラム」は人材確保のほか、地域枠・自治医大の先生方の新しいキャリアビジョンを示す等大きな意味があると思われるが、中小規模の病院に専門医を派遣しうる体制において、資料の記載に「内科医の充実」とあるが、その文言の中に可能であれば「総合診療医も育成」を入れていただきたい。中山間地の病院であれば、高齢者を中心として診療になってくるため、総合診療医の役割はこれからどんどん大きくなっていく。
⇒(県中・廣岡委員)「内科専門プログラムを確立して病院総合診療医を養成」とあるように、病院で働く総合診療医を目指しているが、いわゆるプライマリ・ケアを主眼とする総合診療医についても検討していきたいと思う。
- ②市立病院にも総合診療科の先生がいる。今後も地域に出ていくようなプライマリ・ケアをするような総合診療医を目指して育成をしていきたい。一方で、廣岡先生の言われるその病院で働く、いわゆるホスピタリストのような存在である総合診療医の育成も県立中央病院と一緒に協力しながら作っていったらいいと思っている。

2 報告

(1) 外来在宅医療提供体制に係る調査の結果について

【資料4、4-1、4-2】【参考資料4-1】

- ・昨年度の協議会で本調査についてご了解をいただき、東部医師会の御協力の元、昨年11月15日から今年1月23日まで調査を実施した。調査は無記名での回答とし、140医療機関のうち93医療機関から回答をいただいた。回答率は62.4%であった。
- ・調査結果の主な内容のピックアップ
 - ◇2030年時点での存続見込について、無床診療所の閉院、親族以外の継承が18.3%であった。
 - ◇現在訪問診療及び往診を行っているかについて、行っていない医療機関が47.3%と約半数であった。
 - ◇今後新規に在宅医療を行う見込みがあるかについて、77%が行っていないと思うと回答された。
 - ◇2030年時点で、在宅医療を行っていると思うかという問いについて、行っていないと思うの回答が54%であった。行っていないと思う理由として、医師自身の体力、年齢の問題、後継者がいないというのが大きな理由であった。
- ・第8次保健医療計画の策定はもちろん、今後の医療政策に活用していきたいと考えている。

(意見) 実際に在宅医療を行う提供体制を整備しなければ、いくら連携を強めても実効性のあるものにはならないと思うので、このデータを今の在宅医療介護連携推進事業の協議会の場でも活用させていただきながら、東部医師会を中心にまた協議の場を設けていただくように進めていきたい。

(2) 地域医療介護総合確保基金について

【資料5】

- ・地域医療介護総合確保基金について、鳥取県の方で計画を作成し、その計画に基づいて事業を実施しており、今後令和6年度の要望の取りまとめが行われる予定。
- ・基金事業への要望の流れについて
 - ◇保健所では、圏域事業の提案、病床機能分化・連携に関する事業の要望の聞き取りを、医療機関の皆様、関係団体の皆様に今後行わせていただく。その後取りまとめを行い、本地域医療構想調整会議で審議を行い、圏域提案事業として県に報告をさせていただく。

- ◇鳥取県における医療機関関係団体の要望についても、取りまとめを行い、医療審議会等で審議をされる予定となっている。
- ◇8月頃、保健所の方より圏域提案事業の要望の照会をさせていただき予定としている。
- ◇基金事業のメニューが決定されたのち、12月頃に鳥取県の方において取りまとめが行われる予定である。

3 その他

- ・(魚谷アドバイザー) 地域医療構想に関しては、これから各病院がそれぞれ計画を練っていくと思われるが、御意見があったとおり、単独の病院では少し難しい分野を相談していく場がこの地域医療構想調整会議であると思うので、保健所の方で窓口になっていただいて、いろいろな病院の意見を集約して、また議論を行っていく、そのようにして進めて行っていただきたいと思う。
- ・(長井所長) それぞれの医療機関の連携や機能分化など、そのあたりを確認しながら今後とも進めていくようアドバイスをいただいた。特に公立病院の経営強化プランについては、公立病院同士の連携ということで、1病院だけで決めるのではなく、圏域としてそれぞれの病院の役割を認識していくようにと御意見をいただいた。それぞれの経営強化プランに現在取り組んでいる病院は特に、秋の第2回の協議に向け、それぞれの協議が可能なところまで持って出ていただきたいと思う。医療計画については、改めて事務局より意見の照会を行うので、積極的に皆様の御意見を挙げていただきたい。ぜひ現場にいらっしゃる方からの御指摘をいただいて、実のある計画を作っていきたいと思う。

【今後の対応等（予定）】

7月以降：地域保健医療計画素案に対する意見集約のための照会（実施済）

8月以降：地域医療介護総合確保基金の令和6年度の要望の取りまとめの照会

10月以降：集約した意見、有識者の意見聴取等によりまとめた東部保健医療圏地域保健医療計画の計画案を第2回東部保健医療圏地域保健医療協議会で協議を行う
また、各医療機関の具体的対応方針の策定及び地域医療介護総合確保基金についての協議を行う